

公 募 公 告

茨城県東茨城郡茨城町上石崎4,667番地4に所在する茨城県警察学校において、庁舎等の使用又は収益の許可を有償により受け、福利厚生事業としての自動販売機を設置して営業を希望する事業者の募集を次のとおり実施する。

令和6年11月15日

内閣府所管国有財産部局長
茨城県警察本部長 滝澤 幹滋

記

1 公募内容

(1) 事業内容

茨城県警察学校（以下「警察学校」という。）において、飲料水の自動販売機を設置し営業する事業。ただし、自動販売機の設置は、警察学校が指定する場所に限る。

(2) 指定箇所

2か所

公募は、各指定箇所について行う。

なお、使用許可する国有財産は、施設の使用に限るものとする。

(3) 使用許可期間

令和7年4月1日以降の使用許可日から、令和8年3月31日までの間とする。

ただし、警察学校の必要に応じて、使用許可の始期から5年間を超えない期間で更新を認める。

2 公募に参加する事業者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 契約担当官等から指名停止又は取引停止の処分を受けている期間中でないこと。

(3) 国税及び県税を滞納していないこと。

(4) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条に規定する欠格事由に該当しないこと。

(5) 事業推進に当たって食品の安全等に関して、過去5年間に関係機関から指摘を受けたことがなく、良質・優良な業務を提供する能力と実績を有すると認められること。

(6) 経営の状態及び信用度の悪化が認められないなど、適正な業務の履行が確保できること。

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 茨城県警察学校自動販売機設置業者募集要項（以下「募集要項」という。）の交付を受けた者であること。

(10) 事業者が自らが営業を行い、他者に委託等を行わないこと。

(11) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 募集要項の交付

(1) 交付期間

令和6年11月15日から令和6年12月4日までの間

（茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く。）

いずれの日も午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部警務部装備施設課管財係

4 企画提案書等関係書類の提出

(1) 提出期限

令和6年12月4日 午後5時まで

(2) 提出場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部警務部装備施設課管財係

5 選定方法

申込期限内に申込みのあった者の中から、資格要件及び募集要項を満たすと認められる者のうち、昭和33年1月7日蔵管1号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」に基づき決定する。

6 応募の無効

本公告に示した公募に参加する事業者に必要な資格のない者の企画提案書は無効とする。

7 その他

不明な事項については、下記に問い合わせること。

茨城県警察本部警務部装備施設課管財係 電話029-301-0110(内線2292)